

スミレ薬局 EST

介護保険指定居宅療養管理指導[介護予防居宅療養管理指導]事業運営規程

(事業の目的)

第1条 通院困難である要介護または要支援状態にある利用者に対して、療養生活の質の向上を図る為に、適正な居宅療養管理指導を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条

1. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った居宅療養管理指導に努める。
2. 利用者の病状、心身の状況、置かれている環境を的確に把握し、適切な居宅療養管理指導に努める。
3. 指導にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者及び家族等の介護者に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいような指導及び説明に努める。
4. 地域との結び付きを重視し、市町村や他の居宅サービス事業者や、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(指定居宅療養管理指導の種類)

第3条 当事業者の行う業務は、薬剤師の行う居宅療養管理指導とする。

(居宅療養管理指導の内容)

第4条

医師及び歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき、利用者の居宅を訪問し、薬剤師による継続的な薬学的管理指導を行うとともに、記録を作成し処方医等に報告する他、次の業務を行う。

- ・ 利用者の状態および状況に合わせた調剤
- ・ 薬剤等の居宅への配送
- ・ 薬剤服用歴の管理
- ・ 居宅における薬剤の使用・保管・管理に関する助言指導
- ・ 薬剤の重複投与・相互作用回避に関するチェック
- ・ 副作用の早期発見・未然防止に関する処置
- ・ ADL、QOL等に及ぼす薬剤の影響のチェック
- ・ 服薬状況の確認、残薬および過不足薬のチェックと指導
- ・ 薬剤の使用に関する問題点の医師への報告と助言

- ・ 住環境の衛生に関する助言指導
- ・ 在宅医療機器・用具・材料等の供給
- ・ 在宅介護用品・福祉機器等の供給・相談
- ・ 薬剤や医療材料等の廃棄処理に関する相談・指導
- ・ その他、利用者の療養生活の質の向上を図るために必要な事項

(従業者の職種・員数及び職務の内容)

第5条 前条に規定するサービスを行うために、次の従業者を置く。

スミレ薬局 EST 管理薬剤師：財部 仁誌

薬剤師：岡田 英之 薬剤師：神宮 令子

(営業日及び営業時間)

第6条

1. 原則として、営業日及び営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。
2. 通常、月・火・木・金 9：00～18：00
水・土 9：00～14：00

ただし、国民の祝祭日および年末年始（12月30日～1月3日）を除く。

(利用料)

第7条 利用料は介護報酬の告示上の額とする。

利用者負担額	単一建物居住者が一人の場合	1回518円
	単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	1回379円
	単一建物居住者が10人以上場合	1回342円

(麻薬使用の場合は100円を加算)

(医療用麻薬持続注射療法又は中心静脈栄養法使用の場合は250円を加算)

(その他運営に関する重要事項)

第8条 利用者のプライバシーを尊重し、業務上知り得た利用者またはその家族に関する秘密を保持する。なお、サービス担当者会議等で利用者に直接係る関係者に対して、療養上特に必要な情報を提供しなければならない場合は、予め利用者または家族の同意を得ておくものとする。

※本規程は令和7年6月1日より施行する